情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第五条の表中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次のように加える。

二　戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十条第一項に規定する戸籍謄本等、同法第十二条の二に規定する除籍謄本等又は同法第百二十条第一項に規定する戸籍証明書若しくは除籍証明書	電子情報処理組織を使用する方法その他の方法により行う、戸籍法第百二十条の三第二項に規定する戸籍電子証明書提供用識別符号又は除籍電子証明書提供用識別符号の行政機関等への提供

附　則

この政令は、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う警察庁関係政令等の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年十一月六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百十五号

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う警察庁関係政令等の整備に関する政令

内閣は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）の施行に伴い、並びに自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）第二十三条第一項及び第二十九条の規定に基づき、この政令を制定する。

（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第一条　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成十四年政令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号ハの表三の項中「第六条」を「第六条第一項」に改め、「、第九条第一項」を削り、同表四の項中「若しくは第三項」を「、第三項若しくは第五項」に改める。

（地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正）

第二条　地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

本則の表百一の項を次のように改める。

百一　警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第四条及び第七条第一項の規定に基づく警備業の認定に関する事務	1　警備業法第四条の規定に基づく警備業の認定の申請に対する審査	二万三千円
	2　警備業法第七条第一項の規定に基づく認定の有効期間の更新の申請に対する審査	二万三千円

本則の表百六の項を次のように改める。

百六　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）第四条の規定に基づく自動車運転代行業の認定に関する事務	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第四条の規定に基づく自動車運転代行業の認定の申請に対する審査	一万二千円

本則の表百九の項を削る。

（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令の一部改正）

第三条　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）の項及び探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年法律第六十号）の項を削る。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に付する自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令第五条の基準に係る点数については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　鈴木　淳司

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年十一月六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百十六号

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係政令の整備等に関する政令

内閣は、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条第四項及び第六項、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の二の十及び第五十二条の六十の二第二項（信用金庫法第八十九条第五項、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の四の二第一項及び労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第三項において準用する場合を含む。）、協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の二第二項並びに労働金庫法第九十四条第四項の規定に基づき、並びに関係法律を実施するため、この政令を制定する。

（信用金庫法施行令の一部改正）

第一条　信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第百四十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「掲示しなければ」を「掲示するとともに、内閣府令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（準用銀行法第十六条第二項に規定する自動公衆送信をいう。第十三条の三第三項において同じ。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。